

2013年10月2日

株式会社ルネサンス
取締役常務執行役員
スポーツクラブ事業本部長
兼事業企画本部長
岡田 利治 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人
専務理事

消費者機構



磯 辺 浩 一

要 請 書

当機構発本年7月3日付「申入れ及び問い合わせ」に対して、貴社発本年8月2日付「ご回答」を送付いただき、ありがとうございました。

ご回答いただきました内容につきまして、当機構内にて検討しました結果、以下の4点について要請いたします。本要請書に対する当機構への書面回答は、2013年11月8日（金）までをお願い申し上げます。

1. 申し入れ事項について

(1) 貴社のご回答では、貴社の当該条項が、「他社も含め通常用いられている約款の変更条項の範疇に留まるものと認識」されているとのことでした。

この点につきまして、弊機構では、貴社の同業他社に対して同様の申入れを行っているところ、概ね各社の実務の運用と合わせる形で、少なくとも①事前告知期間（1ヶ月）を明記するとの回答を得ているところです。その他の回答の事例では、①に加え、②告知方法として、掲示板への告知に加え、HPにて告知することを明記するもの、③重要な変更については書面により告知すると明記するもの、などがあります。

したがって、今後、貴社の当該条項が、「他社も含め通常用いられている約款の変更条項の範疇に留まる」と必ずしもいえなくなる可能性があります。

(2) また、仮に貴社の実務の運用上、たとえば、①事前告知期間が設定されており、②告知方法も複数あり、③重要な事項につき書面での告知がされている、などの措置がとられているのであれば、その旨貴社会員規約に明記される方が、「消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易」（消費者契約法第3条第1項）となるものと思われま

(3) 以上の観点から、貴社の当該規定につき、事前告知期間の明記などがなされるよう要請いたします。

2. お問い合わせ事項第2について

(1) 貴社のご回答では、貴社の会員規約第8条1項は、会員が死亡した場合であっても、会社として死亡の事実を覚知するすべがなく、会費の請求（引落し）を続けざるを得ないことから規定したものであるとし、貴社では、従前より、親族等から当該会員の死亡の報告を受けた場合、直ちに、当該会員の死亡時以降の会費を全額返金されているとのことでした。

(2) この点につき、同条2項の「退会届に記載の退会日」について、会員が死亡した場合には、会員規約上、退会日は死亡時であるなどと明記する方が、より運用と会員規約が一致すると思われれます。

(3) つきましては、「消費者にとって明確かつ平易」（消費者契約法第3条第1項）な内容の会員規約にするという観点から、上記の点につき、運用と会員規約の一致が明確になるよう要請いたします。

3. お問い合わせ事項第3について

(1) 貴社のご回答では、現在、年会費はないものの、過去、年会費の支払を一括払いで申し込まれた会員が途中解約をした場合、既納の会費を月割りしたうえで、残月数分の会費を返金しているとのことでした。

(2) 貴社の会員規約には、過去に年会費の支払いを申し込まれた会員用のものが別途ないとすれば、貴社の現在の運用は「既納の会費は理由の如何を問わずこれを返金しません」との文言と矛盾することとなります。

(3) つきましては、「消費者にとって明確かつ平易」（消費者契約法第3条第1項）な内容の会員規約にするという観点から、上記の点につき、運用と会員規約の内容が一致するよう要請いたします。

4. お問い合わせ事項第4について

(1) 貴社のご回答では、会員規約第19条2項につき、同条項第3号の施設の点検、補修または改修においては、休業の期間等、状況に応じて会費を返還しているとのことでした。また、同第19条3項につき、状況に応じて会費を返還しており、また、出来る限り他の施設の利用など代替措置を採っているとのことでした。

(2) 貴社の会員規約では、前者につき、「会社は1ヶ月前までに会員に告知」と規定しているものの上記措置の記述がありません。また、後者についても、「会社は会員に事前告知することを要せず、かつ原則として会員に対し会費

の返還を行う必要はない」と規定されており、上記措置の記述がありません。

(3) つきましては、「消費者にとって明確かつ平易」(消費者契約法第3条第1項)な内容の会員規約にするという観点から、上記の点につき、運用と会員規約の内容が一致するよう要請いたします。

以上

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本

事務局 坂本 貴生

〒102-0085 東京都千代田区六番町15

主婦会館 プラザエフ6階

TEL 03-5212-3066

FAX 03-5216-6077